

制定 2010年10月1日

改定 2020年1月28日

JAHIS規則3号

## 理事会規則

### (目的)

第1条 この規則は理事会の運営を円滑に行うため、定款第29条から第35条までに定める事項の他、理事会の運営に必要な事項を定める。

### (議決権)

第2条 理事の議決権は一人につき一個とする。

### (理事候補の選任)

第3条 理事候補は、次のとおり選任する。

- (1) すべてのA会員及びB会員は、理事の改選に際し、その会員代表者の中から各自1名を理事候補として理事会に推薦する。
- (2) 理事会は、原則として前号に基づき推薦された会員代表者を理事候補として選任し、これを社員総会に提案する。
- (3) 第1号に基づき推薦された会員代表者の員数が計16名を超える場合には、理事会は、A会員が推薦した会員代表者を優先して理事候補として選任する。この場合において選任した当該理事候補の員数が計16名に満たないときは、理事会は、B会員が推薦した会員代表者の中からB会員の法人名の50音順による回持で計16名に達するまで理事候補を選任し、計16名の理事候補を社員総会に提案する。

2 補欠の理事候補は、次のとおり選任する。

- (1) A会員及びB会員のうち、前項に基づき理事会により理事候補を選任された会員は、各自その会員代表者（理事候補以外の会員代表者とする）の中から当該理事候補につき補欠の理事候補を理事会に推薦することができる。
- (2) 理事会は、原則として前号に基づき推薦された会員代表者を補欠の理事候補として選任し、これを社員総会に提案する。

### (監事候補の選任)

第4条 監事候補は、次のとおり選任する。

- (1) 前条の規定により理事候補を選任されなかったB会員がある場合、理事会は、当該会員が理事候補として推薦していた会員代表者の中からB会員の法人名の50音順に回持で監事候補を選任し、これを社員総会に提案する。
- (2) 前号に該当するB会員がない場合には、理事会は、C会員の会員代表者の中からC会員の法人名の50音順に回持で監事候補を選任し、これを社員総会

に提案する。

2 補欠の監事候補は、次のとおり選任する。

(1) 前項に基づき理事会により監事候補を選任された会員は、各自その会員代表者（監事候補以外の会員代表者とする）の中から当該監事候補につき補欠の監事候補を理事会に推薦することができる。

(2) 理事会は、原則として前号に基づき推薦された会員代表者を補欠の監事候補として選任し、これを社員総会に提案する。

附則（平成22年10月1日）

1 この規則は平成22年10月1日から施行する。

附則（平成25年2月7日）

1 この規則は平成25年4月1日から施行する。

附則（2020年1月28日）

1 この規則は2020年1月28日から施行する。